

## 令和5年第5回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日(木) 開会 午前10時12分

2. 開催場所 入間市庁舎 AB棟 4階 大会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

8番 法師 励

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 平塚尚吾 4番 久保田勝

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 入間農業振興地域計画変更に係る農業委員会の意見について

議案第5号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について

議案第6号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩崎	聡
主 幹	河西	多郎
主 事	中島	健人

9. その他の出席者

農業振興課課長	吉野	博明
農業振興課主幹	新	宜之
農業振興課主任	酒井	大
農業振興課主事補	山城	美結

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第5回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、8番、法師励委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、2番、平塚尚吾委員、4番、久保田勝委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第6号につきましては、推進委員の選任を議案といたしますので、全推進委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを、読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

### ○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。議案第1号、1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略をいたします。

1番、譲受人、〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、1,973平方メートル。申請理由、受人は農業を新たに行うべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、0アール。

5月21日に中村義男推進委員と、耕作状況等を確認してきました。

土地の所在であります、〇〇〇〇〇〇〇の南側に位置する〇〇〇で、みかんと柿の作付けを予定しているとのことでもあります。特に土地の南側は、かなりのきつい傾斜になっていきます。

電話でお尋ねしたところ、譲受人の〇〇〇は、〇〇〇〇を〇〇〇ほどの経験を積んでいるということで、そのきつい傾斜の南側については、ひな壇を造成して、果樹の植えつけをしたいと、こんなお話をされていました。

農機具は〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから軽トラック、耕運機を借用し、噴霧器や刈払機等は購入の予定ということでもあります。

現地に行って傾斜を確認してみたら、相当なものでありましたので、重機が使えるという電話の話を受けて、この案件、特段の問題はないかなというふうに感じました。よろしくご審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。吉川委員さんの説明の通り、数年後には立派な果樹園になるんじゃないかなと思われま。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

それではご説明いたします。

議案第1号の1番は、農業を新たに行うための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

吉川委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、19アールとなります。

申請地の耕作状況は、現在、特に作付けされておりませんが、許可後は、樹園地として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当8番、法師励委員ですが、所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局にてお願いいたします。

○事務局

事務局の河西でございます。担当、法師委員が本日欠席でございますので、説明資料を法師委員からお預かりしておりますので、代読させていただきます。

2番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、10,196平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、148アール。

5月21日に野村推進委員と別々に耕作状況等を確認してきました。また本人から電話にて話を伺いました。現地の方につきましては案内図の通りです、今回の議案第2号4番の〇〇〇さんの南側の〇〇〇等が今回の申請地となっております。

譲受人である〇〇さんは、農業法人である、〇〇〇〇〇の代表であり、また本人自身も製茶農家でございます。

農機具につきましては、普通トラック1台、軽トラック1台、乗用適採機1台、乗用防除機1台などを所有しておりますが、本申請地は野菜畑として利用する予定のため、新たにレンタルによりトラクター1台と軽トラック1台を用意する予定となっております。

今回の申請地について、現在野菜畑などとして利用しておりますが、今後は野菜畑並びに

果樹園として利用する計画となっております。また今回の申請に際し、新たに野菜栽培の経験者を常勤で2名、臨時で1名雇用する計画となっており、今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

と、原稿を読み上げさせて頂きました。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。ただいま河西さんからご説明があった通りで、何ら問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

それではご説明申し上げます。

議案第1号の2番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項につきまして説明いたします。

事務局代読により説明しました通り、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。

また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、250アールとなります。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑として利用しておりますが、許可後は野菜畑並びに果樹園として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番（久保田勝君）

4番、久保田です。

1番についてご説明申し上げます。

譲受人、株式会社〇〇〇〇。2筆。合計面積、250平方メートル。申請理由、受人は〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、荷物積降場所が手狭であり、歩道の安全確保及び業務効率改善のため、隣地への荷物積降場所を拡張すべく申請する。摘要、荷物積降場所、敷地拡張。

理由書を抜粋して読み上げます。

弊社は、店舗・倉庫・事務所建設の事業所を構え、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇を営んでおります。会社の目的は、〇〇〇〇〇を仕入れ、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への卸売りを主な業務としております。資材の納入業者、直接購入客等、事業所への来客数は一日50人程度。加えて弊社から客先への納品配送のための資材の積み下ろし等の機会も一日50回程度あります。

弊社は配送用車両、3トントラック3台、2トントラック2台、軽トラック1台を保有し、一日フル活動で配送業務を行っております。

一方弊社事業所の現況は、事業所建物と道路との間の荷物積み下ろしスペースはわずかで、積み下ろし作業を行うトラック1台を停車するのが精一杯です。配送、来客が重なってしまうと、駐車余地もないことから、道路上で待機したり、しばらく回遊してもらい時間を調整しているのが現状です。



農地転用許可申請です。

申請地は、農用地区域内であったため、令和4年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和5年4月26日付で、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費及び造成費を、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障がないと判断できます。その他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることを報告いたします。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。



汲んでいただき、農用地区域除外及び農地法第5条の許可を得ることを条件にし、申出地を譲渡していただける旨の承諾が得られた。申請の事情を配慮の上、農地法5条許可申請をお願いします。こういう内容でございます。

今、申しましたように、隣はすでにこの〇〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場となっています。

申出地自体は、現状、不耕作状態の畑で、奥まった北側には、放任の茶樹、栗の木と思われる樹木が見られます。東側は農地ですが、議案の土地との間に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を挟むことから、農地の方に特段の支障は生じないものと考えられます。

以上、周辺農地への影響はないものと判断できますので、よろしくご審議お願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。吉川委員の説明通り、特に問題はないと思われま。この場所は5月23日に、現地を確認されていますので、特に問題ないと思えますのでよろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

それではご説明申し上げます。

議案第2号2番については、〇〇〇を営んでいる譲受人が、借りている駐車場の返却を求められていることなどから、本社事業所近くに新たに駐車場を設置するための農地転用許可申請です。

申請地は、農用地区域内であったため、令和4年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和5年4月26日付で、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費及び造成費を、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることを報告いたします。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

ございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

はい。担当6番、田嶋です。3番についてご説明いたします。

借受人、株式会社〇〇。筆数、2筆。合計面積、93平米。申請理由、受人は、〇〇〇を営んでいるが、事業の拡大に伴い手狭となったため、新たな駐車場を隣地に確保すべく申請



ただいま、田嶋委員さんが説明した通りで、特に支障がないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

それではご説明申し上げます。

また、図面の方は配布しておりますので、併せてご覧ください。

議案第2号3番については、〇〇〇を営んでいる借受人が、事業の拡大に伴い手狭となったため、新たに駐車場を設置するための農地転用許可申請です。

申請地は、農用地区域内であったため、令和4年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和5年4月26日付で、農用地区域から除外されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を超えないものに限る。」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地造成費の経費を、〇〇〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。



おります。

今般、申請地を農地転用いたしたい理由は、前述のような理由で、営業所区域の土地利用が満杯で、かつ、従業員の駐車場が安全性・利便性の配慮に欠ける配置しかできない状態であることから、申請地の有効活用を図り、安全性・利便性を考慮した従業員等の駐車場を確保したいこととあります。

また、〇〇〇〇〇の拡張に伴い、荷捌き要員の増員を計画していますが、当営業所の立地を考えたとき、地元住民を優先雇用し、自転車や徒歩での通勤を目論んでも、車通勤を可能としなければ雇用がままなりません。そのため、駐車スペースの確保は是非とも必要であります。

さらに、申請地及び既存営業区域全体の土地利用を考えたとき、業務用大型車両、従業員等の通勤車両が安全に通行駐車できるような、土地利用でなければなりません。このことから、大型車両の往来と、通勤車両の通行が重なって危険な構内による駐車スペースを廃止。申請地に移転するとともに、運行事業用車両の進入路、及び待機場所の確保と、安全性を周辺土地の環境に配慮した緑地体との配置を計画しております。

理由書からまとめた内容は以上でございます。

今回の申請の計画につきましては、本日お配りしました図面の方2枚でございますので、そちらの方お目通しいただければと思います。

5月21日に、野村推進委員と別々に申請地の状況等を確認してきました。

申請地は、譲受人が使用している〇〇〇〇の隣接地であり、事業拡大に伴う敷地拡張の内容も過大なものでなくやむを得ないものと思われまます。申請について特に支障が無いかと思われまますが、ご審議の程よろしくお願ひします。

以上が読み上げ原稿としてお預かりしたものです。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。ただいま河西さんから説明があった通り、何も問題ないかと思ひまます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

それではご説明申し上げます。

議案第2号4番については、〇〇〇を営んでいる譲受人が、事業の拡大に伴い配送施設用地が不足することから、事業所隣接地に新たに配送施設用地を設置するための農地転用許可申請です。

申請地は、農用地区域内であったため、令和4年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和5年4月26日付で、農用地区域から除外されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を超えないものに限る。」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地造成費の経費を、〇〇〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員並びに事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、3,000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、埼玉県農業会議への意見照会后、県に進達いたします。

続いて議案第3号、農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは1番を議題といたします。担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1。面積、729平方メートル。利用権種類、使用貸借権。摘要、新規。

5月22日に、中村郁夫推進委員と耕作状況等の確認をして参りました。

本件は、かねてから耕作放棄地として改善を働きかけてきた畑であり、本年前半で茶樹を深耕ロータリーにより破碎し、野菜畑として利用できる状況となりました。この農地の隣接地は、〇〇〇〇さんが耕作しており、利用の意向を確認したところ、応じてくださった経緯があります。〇〇さんは〇〇〇〇の基幹農家で、トラクター等、一式保有されています。利用権の設定に何ら問題はないものと思います。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(中村郁夫君)

宮寺地区推進委員の中村です。ただいま吉川委員さんの説明の通りで、自分も現地を確認

し、特に問題ないことを確認しておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ご説明申し上げます。

議案第3号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

吉川委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は186アールであり、その農地をすべて耕作しております。

今回新たに借受ける農地は729平米で、合計193アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで農業振興課との移動がございますので、ちょっと暫時、休憩とします。

休憩 午前10時58分





ということです。そこで、隣接する計画地に敷地を拡張して、南側の道路、○○○○○○○  
ですが、そこから玄関先までの住宅と農業用の通路を設置して、○○○○○○○○○の車両が  
玄関まで進入できるような形で、幅員3メートル程度確保するということになります。南側  
道路から12、3メートルのところまでは、両隣2件、居住している親族もいるというこ  
とで、幅員が途中までは広がりますが、その通路を計画したものです。計画地は農地であ  
りますが、農地を分断するというものではなくて、隣接地に影響を与えるものとは考えられ  
ません。またすでに住宅に囲まれ、農業振興上の支障はないものと考えております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました1番の敷地拡張（住宅通路）につ  
いて、皆様にご意見を伺います。何かございませんか。

よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

それでは2番について説明を願います。

○農業振興課

それでは議案番号2番についてご説明をさせていただきます。

資料の、右上資料ナンバー2と書いてあるところからになります。

事業計画者は、○○○○氏です。事業計画書につきましては、次のページを見ていただき  
まして、場所は、○○○○○○○○○の南東側に位置する畑の一部ということになります。地  
番は○○○○○○○○○○○○○○○○○の一部。面積は、1,587平方メートルのうち49  
0平方メートルで、地目は畑となります。農地種別は第1種農地となります。

申出者は、○○に現在居住しております。当初より自己用住宅の建築を土地利用、土地の  
取得を検討して参りましたが、適した土地がなかなか見つからないということ。また、○○  
が○○であるために、将来的な○○○○ですとか、○○等も考慮して、○○付近での自己用  
住宅の建築を計画していたものです。この計画に○○も同意して、○○付近にあることを加  
えて、通勤の利便性を考慮し、○○が所有する土地の中から計画地を設定したものです。接  
道の関係から旗竿形状の土地利用計画となっておりますが、隣接境界には、コンクリートプロ

ックの設置、敷地内にある浸透桧の設置などをして、農地への影響がないよう努めていくものです。

この計画地は、農地であります。雨水等の隣接地等への影響の対応も考えております。また隣接農地から同意を得られておりますので、農業振興上問題ないものと考えております。以上、ご協議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました2番の自己用住宅について、皆様の意見を伺います。

よろしいですか。

(はい。の声)

○議長

それでは、次に3番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号3番について、ご説明をさせていただきます。

資料ナンバーは3になります。事業計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○です。事業計画地につきましては、次ページの地図をご覧くださいと思いますが、○○○○○○○○の既存の駐車場西側にある隣接地となります。地番は○○○○○○○○○○○○○○○○の一部となります。面積は、1,460平方メートルのうち221平方メートル。地目は畑となります。農地種別は第1種農地となります。

申請者の○○○○○○○○○○○○○○○○は、○○○○○○○○○○の○○○○○○を行っている組合です。計画地に隣接する○○○○○○において、平成30年に、○○○○○○○○○○○○○○○○の一部を除外して駐車場を設置しました。この場所に駐車できない職員に関しましては、隣接の有料の駐車場を借りて、これまで対応してきたところです。

しかしながら、借りていた有料駐車場の土地が、急遽売却されることになりまして、駐車ができなくなったということです。新たに駐車場を確保する必要性と、緊急性に迫られた状態で、そのために近隣の土地所有者に対して交渉しましたが、今回の申出地の所有者にご協力いただき、新たな駐車場の確保に向けて計画がされたものです。

計画は、○○○に隣接する計画地へ敷地拡張して駐車場を設置する計画です。隣接農地と



車両同士の接触等も発生している状況です。

資料を1枚戻っていただきますと、計画図があるんですけども、この図面の通り、申出地に一部車両を移動させることで、このような状況から駐車車両を分散させられ、問題の解消を図ることができます。それによって敷地拡張によって新たに駐車場を確保する計画です。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、隣接土地所有者からの同意もあるため、農業上の支障はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました、4番の敷地拡張（駐車場）について、皆様にご意見を伺います。

（田嶋委員挙手）

○農業委員6番（田嶋正明君）

この3ページ目かな。今回の場所には特に関係がないんですけど、南側の○○○○○○○  
○から、約1.8メートルの幅員しかないわけですね。この今回申出地の奥に、茶園とかがあって、この市道は大型の乗用機械の搬入路にもなっています。ここの境界に、コンクリートブロックをどのぐらいの高さで積むかわかりませんが、そんなに高いものじゃないですか。それとも少し後退するのですか。

○農業振興課

一段か二段かと思われます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

一段か二段ね。はい、結構です。なぜその質問したかっていうと、この道路南側、現状○○○が使ってるんですけど、車を駐車するのにね、敷地内から道路側に車の後部がかなりはみ出している。40センチぐらい。だからその辺のところ今回の議案ではないんですけども、その辺のところも、申出地奥へ農作業に行くのに支障が出るといけませんので。別の場所になりますけども、それを考慮するような指導できるでしょうか。

○農業振興課

はい。そのように致します。

○議長

ほかにございませんか。よろしいですか、4番については。







て、皆様にご意見を伺います。何かございませんか。

(ありません。の声)

○議長

それでは、農業委員会として意見をまとめたいと思います。この意見は、市が行う整備計画の変更に伴う意見聴取であり、開発内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

(農業振興課職員 退席)

○議長

続いて、議案第5号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について、を議題といたします。

はじめに、事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案を朗読させていただきます。

議案第5号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について  
別紙1のとおり。

続きまして、説明に入らせていただきます。

「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」につきましては、4月の農業委員会総会の時にお預かりしました3月分までの活動実績を基に、令和4年度の一年間の活動状況を把握のうえ、今回の別紙1として取りまとめました。令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表(案)として取りまとめ、今回の総会において協議いただくものです。

概要について、2ページ目の(ローマ数字2の)最適化活動の実施状況については、1最適化活動の成果目標の(1)農地の集積については、農地面積829ヘクタールに対して、

今年度末の集積面積201.76ヘクタールとなっており、集積率は24.3パーセントとなっております。

また、(2)の遊休農地の発生防止・解消については、ア 既存遊休農地の解消について、

a 緑区分の遊休農地の解消について、緑区分の遊休農地の解消目標面積0.86ヘクタールに対して、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積0.87ヘクタールとなっております。

(3)新規参入の促進につきましては、令和4年度の実績はございませんでしたが、令和5年度については数件見込みがある旨申し添えます。

このことを踏まえた上で、別紙1の内容を農業委員会の令和4年度の最終的な評価として決定することについてご審議いただきたくお願いするものでございます。

今後のスケジュールでございますが、ご決定をいただいた場合にはこの点検評価について、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(はい。の声)

○議長

それでは、お諮りいたします。本件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について、を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、全推進委員に、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(全推進委員 退席)

○議長

それでは、議案第6号について、事務局に説明を願います。

#### ○事務局

はじめに議案書を読み上げさせていただきます。

議案第6号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について  
別紙2のとおり。

説明に先立ち、補足の方をさせていただきます。今回の推進委員の選任につきましては継続の方は豊泉推進委員のみとなっております。3年前の審議の際は、ちょうど新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中で、推進委員自体が欠席、総会への出席をご遠慮いただいていた関係もございまして、こういう形はとれなかったのですが。審議の公平性を期するために、埼玉県農業会議の方に、今回の議案の内容について、どのような取り扱いをしたらよろしいか確認させていただきまして、公平な審議のためには、退席いただくべきではないかということでご意見いただきましたので、今回の形をとらせていただきましたことをご承知いただければと思います。

説明させていただきます。

まず始めに、農地利用最適化推進委員の担当区域及び担当区域の定数は、「入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱」において、「東金子、豊岡（中）地区」、「藤沢、豊岡（南）地区」、「西武、豊岡（北）地区」は、それぞれ1人。「金子地区」、「宮寺・二本木地区」は、それぞれ3人と定数が定められております。

以降の説明では、農地利用最適化推進委員は、推進委員と読み替えさせていただきます。

推進委員の担当区域定数の合計9人に対する募集は、農業委員の募集と合わせて行い、募集の案内は、令和5年1月発行の農業委員会だより、市報2月1日号、市公式ホームページにおいて、周知を行いました。

推薦・公募の申込受けは、令和5年2月24日から3月30日までの期間で行いました。

この募集により9名の方の推薦がありました。推薦された方の推薦する担当区域は、それぞれ募集する担当区域の定数と、各地区同数でありました。別紙2の「農地利用最適化推進委員候補者一覧」のとおりです。応募した方は、おりませんでした。

次に、推進委員の選任については、農業委員会等に関する法律、第17条第2項において、農業委員会が、推進委員を委嘱しようとするときは、担当する区域を定め、委嘱すると規定されております。

このため、委嘱する推進委員の選考は、地区単位に行うこととなりますが、先程申し上げましたとおり、各担当区域の定数と推薦された数は同数でございます。

また、同法第19条第3項において、農業委員会は、推進委員の委嘱にあたっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。との規定がありますので、別紙2のとおり、推薦のあった方を、次期の推進委員として選任、決定することについて、ご審議いただきましたたく、お願いするものです。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、「東金子、豊岡（中）地区」、「金子地区」、「宮寺・二本木地区」、「藤沢、豊岡（南）地区」、「西武、豊岡（北）地区」の農地利用最適化・推進委員の選任を行います。

以上の5地区とも、委員定数と候補者が同数であることから、各地区の候補者を農地利用最適化・推進委員として選任することとしたいと思いますが、質疑等がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

特にございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。このことから、各地区につきましては、

東金子、豊岡（中）地区は、間野哲 氏を、

金子地区は、豊泉隆 氏、的場利夫 氏、三木康行 氏、の3名を、

宮寺・二本木地区は、岩田浩 氏、宇津木保男 氏、田中勲 氏、の3名を、

藤沢、豊岡（南）地区は、齋藤勲 氏を、

西武、豊岡（北）地区は、大室芳子 氏を、

以上、5地区、計9名を入間市農業委員会の農地利用最適化・推進委員として選任することに決定いたしました。

なお、農地利用最適化推進委員への委嘱については、7月21日開催の第8回農業委員会

総会において委嘱式を行い、同日付で委嘱いたします。

ここで、全推進委員の退席を解除いたします。

(全推進委員 着席)

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については 2件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については 3件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号及び第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時42分